

## 芽室町公式ホームページバナー広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、芽室町公式ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 町ホームページへの広告掲載は、町の新たな財源を確保し、もって町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (基本原則)

第3条 町ホームページに掲載する広告について、次の各号に掲げる基本原則を定めるものとする。

- (1) 公正で虚偽のないもの
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないもの
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
- (5) 関係法規と社会秩序を守るもの

### (広告掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告を掲載しないものとする。

- (1) 公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町ホームページに掲載することが適当でないと町長が認めるもの

### (広告掲載の優先順位)

第5条 広告を掲載する順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 町民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、町内に事業所等を有する者の広告
- (2) 前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で町内に事業所等を有する者の広告
- (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者の広告

### (広告画像の規格)

第6条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ

縦 58 ピクセル 横 155 ピクセル

- (2) 形式

G I F（アニメーション不可）又は J P E G

(3) データ容量

20KB以内

2 広告画像には、次に掲げる表現等を含んではならない。

- (1) 「×」「開く」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の操作手順を示すボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」等あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) チェックボックス（あたかも項目を選択できるように見えるもの）
- (4) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (5) テキストボックス（あたかも入力できるように見えるもの）
- (6) プルダウンメニュー（あたかも選択肢があるように見えるもの）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる、又はそのおそれのあるもの

（広告の掲載位置及び枠数）

第7条 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページのうちから、町長が指定する場所とする。

2 広告の募集枠は、6枠以内とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

（掲載期間）

第8条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、同一年度内において最長6か月連続して掲載することができる。

2 広告掲載を開始する日は、掲載を決定した日の翌月の1日とする。ただし、掲載月の1日が閉庁日の場合は、その前日とする。

（広告の募集）

第9条 広告の募集は、町ホームページ等の広報媒体を活用し、公募により行うものとする。

2 広告の募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行う。

（広告掲載の申込み）

第10条 町ホームページへの広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、芽室町公式ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げるものを添えて、掲載を希望する月の前月の10日までに、町長に申し込まなければならない。ただし、申込月の10日が閉庁日の場合は、その前日とする。

- (1) 掲載しようとする原稿
- (2) 原稿が保存された記録メディア
- (3) 申込者の主たる事業概要が分かるもの（ただし、町長が求める場合のみ）

2 広告原稿（画像データ）は、申込者の責任により作成するものとする。

3 一の申込者が申し込める広告は、1か月につき1枠とする。

（広告掲載の決定）

第 11 条 町長は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、広告の内容等について審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、芽室町公式ホームページバナー広告掲載（非掲載）決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

（バナー広告掲載審査委員会の設置）

第 12 条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の審査を行うため、バナー広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(1) 前条第 1 項に規定する広告掲載の可否について、特に意見を求める場合

(2) その他広告の掲載に関すること。

（委員会の組織）

第 13 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、商工観光課長、企画財政課長及び企画財政課広報広聴係長をもって組織する。

（会議等）

第 14 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の議長は、委員長が行う。

3 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

4 委員会の庶務は、企画財政課が行う。

（広告主の責任等）

第 15 条 広告の内容に関する責任は、町ホームページに広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が負うものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

3 広告主は、町税等を完納していなければならない。

（広告掲載料）

第 16 条 広告主は、広告掲載料を、町長の指定する期日までに、町が発行する納入通知書により一括納入しなければならない。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 広告掲載料は、1 か月につき 3,850 円とする。

（広告主の届出義務）

第 17 条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。

(2) 広告主の名称、所在地又は連絡先を変更するとき。

（広告掲載の取消し等）

第 18 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取消又は中止するこ

とができる。

- (1) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。
- (2) 虚偽の広告掲載をしたとき。
- (3) 第3条に規定する基本原則に適合しないとき。
- (4) 第4条に規定する広告掲載の範囲の各号のいずれかに該当するとき。

2 前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主に対し、芽室町公式ホームページバナー広告取消等通知書（第3号様式）を送付するものとする。

3 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り消す場合は、芽室町公式ホームページバナー広告掲載取消申出書（第4号様式）を町長に提出するものとする。

（広告掲載料の返還）

第19条 広告掲載の決定後又は開始前において、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、既納の広告掲載料を返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなくなつたときは、掲載決定期間の残りの日数に応じ、広告掲載料を返還する。

3 前項の場合において、広告を掲載することができなかつた期間が1月に満たない時の当該月分の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割り計算とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 広告掲載期間中、次に掲げる理由により町ホームページの運営を一次停止した場合の広告掲載料は、返還しないものとする。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

（平成25年4月22日決定）

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。